

令和 年 月 日  
熊本県第三者管理協議会

外国人家事支援人材が有する知識及び技能の確認方法について（案）

特定機関に受け入れられる外国人家事支援人材が国家戦略特別区域法施行令（平成 26 年政令第 99 号）第 16 条第 2 号の規定により有すべき知識及び技能については、「国家戦略特別区域法第 16 条の 3 に規定する「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」に係る解釈」（平成 27 年 11 月 12 日。以下「解釈」という。）第二 2. に定めるとおりであるが、その確認方法は、次に定めるところによる。

- 1 地方出入国在留管理局は、在留資格認定証明書交付申請書に、次の文書の写しを添付させることとする。
  - (1) 外国人家事支援人材が国籍又は住所を有する国において、研修を修了した人材育成機関の修了証明書
  - (2) 当該国政府の認定資格を有することの証明書
  
- 2 地方出入国在留管理局は、前項(1)の修了証明書の写しの提出を受けたときは、当協議会事務局を経由し、当該修了証明書に係る人材育成機関及び研修内容について、次に掲げる項目に関する調査を外務省に求めるものとする。
  - ・国による当該人材育成機関の認定等の有無
  - ・当該人材育成機関における家事支援人材の育成の実績の期間
  - ・研修のカリキュラム内容が主として、基本能力（コミュニケーション、チームプレー、安全衛生等）、共通能力（顧客との良好な関係構築、パフォーマンス管理等）、専門能力（掃除、洗濯、料理、食事の給仕等）の科目を含むものであるか
  - ・研修の総時間

地方出入国在留管理局は、前項(1)の修了証明書の写しの提出を受けた場合において、当該修了証明書に係る人材育成機関及び研修内容が別に定めるもの（注）であるときは、解釈第二 2. に規定する人材育成機関が行う研修の修了に関する要件を満たしているものと取り扱う。

（注）第三者管理協議会事務局は、内閣府地方創生推進事務局の協力を得て、外務省から情報提供を受けた人材育成機関及び研修内容について、解釈第二 2. (1)及び(2)の基準に係る項目が当該基準に適合することが明らかになるようリスト化し、外務省に対する調査依頼の簡素化を図る。

- 3 地方出入国在留管理局は、第1項(2)の資格に係る証明書の写しの提出を受けた場合において、当該証明書に係る資格が別に定めるものであるときは、解釈第二2. に規定する認定資格の保有に関する要件を満たしているものとして取り扱う。
- 4 地方出入国在留管理局は、在留資格認定証明書交付申請書に、当該外国人家事支援人材が国籍又は住所を有する国による国外就労のための許可を受けたことを証する書面の写し又は当該許可を取得の上で上陸申請する旨を誓約する書面を添付させるものとする。

誓約書を添付して在留資格認定証明書の交付申請を行い、同証明書が交付された場合、当該申請者に対し、入国後、特定機関を通じて、国外就労のための許可を受けたことを証する書面の写しを提出させるものとする。
- 5 地方出入国在留管理局は、在留資格認定証明書の交付を受けようとする外国人家事支援人材が我が国（日本）の生活習慣に関する研修の修了を義務付けている国から入国しようとするものであることを確認するものとする。

文 書 番 号  
令和 年 月 日

外務省領事局外国人課長 殿

熊本県第三者管理協議会 事務局  
熊本県〇〇部長 〇〇 〇〇

国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における在留資格認定  
証明書交付申請に係る調査について（依頼）

平成 27 年 9 月 1 日に施行された改正国家戦略特別区域法において、家事支援活動を行う外国人材を受け入れる「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」（以下「本事業」という。）を行うことが盛り込まれ、令和〇年〇月〇日に本事業の活用を定めた区域計画が内閣総理大臣により認定されたことを受け、〇〇第三者管理協議会を設置したところである。

今般、本事業により在留資格認定証明書の交付を受けようとする外国人家事支援人材から同証明書の交付申請がなされたため、下記について調査をお願いしたい。

記

1 調査対象の内容

- (1) 別添の修了証明書に記載された人材育成機関についての解釈（「国家戦略特別区域法第 16 条の 3 に規定する「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」に係る解釈（平成 27 年 11 月 12 日）をいう。以下同じ。）第二 2. (1) に関する情報。
- (2) 当該修了証明書に係る研修内容についての解釈第二 2. (2) に関する情報。

2 調査の必要性

本事業を活用して在留資格認定証明書の交付を受けようとする外国人家事支援人材は、「家事支援活動を適切に行うために必要な知識及び技能を有する」ことが求められ（国家戦略特別区域法施行令第 16 条第 2 号）、この具体的な判断基準は、解釈第二 2. (1) 及び (2) に示されているとおりであり、国外に存する人材育成機関及びその研修内容を把握する必要があるため。

(注) 在留資格認定証明書の交付申請を行った全員分の修了証明書を添付する。

～署名・連絡先～